

食料自給率の向上に向けて安定的な米生産ができる農業対策を求める意見書

政府は、令和6年6月に改正された「食料・農業・農村基本法改正法」に基づき、令和7年4月に「基本計画」を策定しました。

ウクライナ問題や気候変動の危機が進行する中、世界の食料は、ひっ迫し、食料の国際相場は高止まりしています。国連は現在の食料をめぐる事態について「戦後最悪の食料危機」と断定し、各国に食料等の増産を求めています。また、国民の食料の6割を外国に依存している我が国にとって、国内での食料の増産は喫緊の課題です。

こうした中、「基本計画」の最重要課題は、国民に食料を安定的に供給するために、国内での食料生産を増産し、カロリーベースで38%と諸外国に比べ異常に低い食料自給率を向上させることにあります。

そのため、2030年に食料自給率目標のカロリーベースで45%を達成するには、農業者や消費者のニーズに即した施策、農家の所得補償、多様な担い手の確保など、実効ある農業政策を迅速に行うことが求められています。

いま、スーパーや小売店の棚から主食の米が消え、国民に著しい不安と混乱をもたらしています。低所得者世帯をはじめ、国民生活が重大な影響を受けています。現在、24年産米は、現実として不足しています。政府管理の備蓄米も9割近く放出し、小売価格は高止まっています。25年産米はすでに業者による青田買いがはじまっています。このままでは、今後も米不足が予測され、国民生活が安定しません。

以上の趣旨から、下記の事項について措置を講じられるよう要請します。

記

- 1 「食料・農業・農村基本法」と「基本計画」に基づき、食料自給率向上のため、実効ある政策を迅速に行うこと
- 2 米不足を解決するために農家が米を増産し、国民が安心して主食の米を食べ続けることができる根本的な農業対策をとること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月23日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】 内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長